

### 芽室町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(記録) 第27条 委員長は、議会事務局職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p><b>附 則</b> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(記録) 第27条 委員長は、議会事務局職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名<b>又は記名押印</b>しなければならない。</p> <p>2 一略一</p>